

旅館業営業に係る手続一覧

提出先 松山市保健所 1F 生活衛生課 (TEL:089-911-1807、FAX:089-923-6627)

区分	変更（法人）	変更（個人）	停止	廃止・一部廃止
提出書類	旅館営業（許可申請書・承継届出書） 記載事項変更届出書（様式第 11 号）	旅館営業（許可申請書・承継届出書） 記載事項変更届出書（様式第 11 号）	旅館営業停止届出書 （様式第 12 号）	旅館営業廃止届出書 （様式第 14 号） 旅館営業一部廃止届出書 （様式第 15 号）
届出者	営業者（法人）	営業者（個人）	営業者	営業者
手数料	無料			
提出期限	変更後 10 日以内		停止後 10 日以内	廃止後 10 日以内
添付書類 および 注意事項	【構造設備の変更】 ・変更の状況を示す図面 （変更の前後が分かるもの） 【法人の名称、事務所所在地、代表者氏名の変更】 ・変更に係る登記事項証明書 ・許可証 ・法人役員等記入表（代表者変更の場合） 【定款又は寄付行為の変更】 ・定款又は寄附行為の写し 【旅館の名称の変更】 ・許可証 【管理者、衛生管理責任者の変更】 ・添付書類なし ※管理者の変更の場合、承諾書の添付 をお願いすることがあります。	【構造設備の変更】 ・変更の状況を示す図面 （変更の前後が分かるもの） 【旅館の名称、営業者氏名、営業者の住所の変更】 ・許可証 【管理者、衛生管理責任者の変更】 ・添付書類なし ※管理者の変更の場合、承諾書の添付 をお願いすることがあります。	【営業の全部を停止】 ・添付書類なし 【営業の一部を停止】 ・停止した施設の状況を示す図面 ※営業再開の注意事項 ・営業を再開した時は、旅館業営業再開届出書（様式第 9 号）を速やかに提出すること。 ・営業の一部を再開した時は、その再開した施設の状況を示す図面を添付すること。	【営業の全部を廃止】 ・許可証 【営業の一部を廃止】 ・廃止した施設の状況を示す図面

区分	営業許可証の再発行	相続による承継	合併・分割による承継	譲渡による承継
提出書類	旅館営業許可証（汚損・紛失） 届出書（様式第 4 号）	相続による旅館営業承継申請書 （様式第 7 号）	合併又は分割による旅館営業承継 申請書（様式第 6 号）	営業者の地位の承継による旅館業 営業承継承認申請書（様式第 5 号）
届出者等	営業者	相続により営業者の地位を承継 しようとする者	営業者	事業を譲渡する予定の者、 及び譲り受ける者
手数料	無料	7400 円		
提出期限	速やかに	60 日以内	事前	事前
添付書類 および 注意事項	※再発行後、紛失した許可証 を発見した場合は、直ちに 発見した許可証を返納し てください。	・戸籍謄本（被相続人の出生から 亡くなるまでの連続した もの、相続人全員が確認でき るもの） 又は法定相続情報一覧図の写 し ・同意書 （相続人が複数いる場合のみ） ・許可証	・承継する法人の定款 又は寄附行為の写し ※合併・分割の情報が記載されて いない場合は、議事録や契約書 等の写し添付をお願いすること があります。 ・法人役員等記入表 ※合併又は分割完了後、変更届出 により許可証の書換をお願いします。	・営業の譲渡が行なわれたことを 証する書類 ・（譲受人が法人の場合） 法人の定款又は寄附行為の写し 及び登記事項証明書 ・法人役員等記入表 ※事業譲渡後、変更届出により許 可証の書換をお願いします。